平成２６年（フ）第１２３号
北海道広尾郡大樹町新通２丁目13番地
債務者　小森サヨ子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
長崎県島原市有明町湯江丙
債務者　前田小夜子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
長崎県雲仙市吾妻町本村名198番地１、前住所長崎県島原市江里町乙2289番地２
債務者　酒井こと　一ノ瀬紀子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
熊本県阿蘇市西小園110番地３
債務者　石田　晃一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第１２７号
北海道帯広市東３条南23丁目16番地２　コーポ323―２―301
債務者　粂田　　大
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１０２２号
横浜市鶴見区下末吉４丁目４番17―301号
債務者　重茂　一夫
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１１３号
横浜市瀬谷区本郷１丁目55番地７
債務者　佐藤　　舞
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３３号
神奈川県鎌倉市台４丁目５番17号　鎌倉台ハウス103
債務者　坪内　真美
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３７号
神奈川県綾瀬市吉岡東５丁目１番５号
債務者　長田　耕治
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３９号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目11番３号
債務者　富永恵美子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２７号
川崎市中原区上小田中１丁目26番19―203号　ハイムチェリー
債務者　木戸　　勝
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第９５号
山形県天童市鎌田本町２丁目５番26号
破産者　松田　亮司
1　主文　当裁判所が平成26年７月１日午後２時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「山形県天童市鎌田本町２丁目５番14号」とあるのを「山形県天童市鎌田本町２丁目５番26号」と更正する。
2　決定年月日　平成26年７月15日
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９６号
山形県天童市鎌田本町２丁目５番26号
破産者　松田　　琴
1　主文　当裁判所が平成26年７月１日午後２時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「山形県天童市鎌田本町２丁目５番14号」とあるのを「山形県天童市鎌田本町２丁目５番26号」と更正する。
2　決定年月日　平成26年７月15日
山形地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１４１３４号
東京都大田区西嶺町18番５号
破産者　電通産業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０５号
名古屋市南区駈上１丁目８番30号
破産者　株式会社鈴善
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１号
岡山県倉敷市吉岡380番地５、開始決定時の住所岡山市北区清心町17の32　リベール清心町1004号
破産者　前田　英樹
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部